

青色申告

蒲田会報

No. 759

平成 30 年
8 月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎 郎

蒲田税務署 人事異動のお知らせ

この度、7月10日付にて蒲田税務署の人事異動がありました。当会に関係深い幹部の方々をご紹介します。

職 名	新（新幹部の方々）				旧（異動された方々）		
	氏 名	転入前部署			氏 名	転出後部署	
		部署名	課部門	職 名		部署名	課部門 職 名
署 長	岡 部 静 明	調査四部	調査51	統括官	小 原 隆	東村山	署 長
副署長（総務担当）	近 藤 高 史	広島審判所		副審判官	阿 部 幸 栄	総務部	税務相談室（上野） 主任相談官
副署長（法人担当）	田 口 敏 也	留 任			田 口 敏 也	留 任	
指定特官（法人）	内 田 匡 史	留 任			内 田 匡 史	留 任	
総務課長	大 嶋 裕 一	総務部	事務管理三	課長補佐	柏 宣 行	渋谷	総 務 課 長
管理運営1統括官	荻 澤 晃 仁	本 郷	管運1	統括官	澤 達 也	横浜中	管運1 統括官
管理運営2統括官	木 村 泰 子	留 任			木 村 泰 子	留 任	
管理運営3統括官	藤 吉 和 明	留 任			藤 吉 和 明	留 任	
連絡調整官（管理運営）	佐々木 学	留 任			佐々木 学	留 任	
徴収1統括官	高 野 了 彦	東 金	徴 収	統括官	鬼 村 一 成	横須賀	徴収1 統括官
徴収2統括官	仲 摩 修	西新井	徴収2	統括官	中 原 吉 富	徴収部	統括国税徴収官 主 査
個人課税1統括官	佐 藤 浩	緑	個人2	統括官	神 崎 洋	総務部	税務相談室（上野） 相談官
個人課税2統括官	山 口 真 弥	厚 木	個人2	統括官	三 枝 哲 哉	大 月	個人2 統括官
個人課税3統括官	新 田 善 之	留 任			新 田 善 之	留 任	
資産課税統括官	鹿 島 俊 浩	留 任			鹿 島 俊 浩	留 任	
課長補佐	庵 真 也	麻 布	管運2	上 席	上 野 大二郎	麻 布	総 務 課長補佐
個人課税第一部門指導上席	大 平 八千代	豊 島	個 人	上 席	仲 山 貴 之	館 山	個 人 上 席

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

ワンポイント情報

個人所得課税の見直し (PART 1)

平成 32 年分以後の所得税について見直しがされます。今月号と次月号にその改正事項を掲載します。

(1) 給与所得控除 (所法 28)

給与所得控除額を一律 10 万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円 (改正前: 1,000 万円) とされるとともに、その上限額を 195 万円 (改正前: 220 万円) に引き下げることとされました (所法 28③)。この結果、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額 $\times$ 40% - 10 万円
180 万円超 360 万円以下	その収入金額 $\times$ 30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	その収入金額 $\times$ 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入金額 $\times$ 10% + 110 万円
850 万円超	195 万円

また、この改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表 (月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表について所要の措置が講じられました。(所法別表第 2 ~ 別表第 5)。

(2) 公的年金等控除 (所法 35、措法 41 の 15 の 3 等)

公的年金等控除額を一律 10 万円 (公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合は 20 万円、2,000 万円を超える場合は 30 万円) 引き下げることとされ、公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額について、上限を設けることとされました (所法 35④、措法 41 の 15 の 3 ①)。この結果、公的年金等控除額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額及び公的年金等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

① 65 歳未満の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
公的年金等の収入金額	130 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	公的年金等の収入金額 $\times$ 25% + 27.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 25% + 17.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 25% + 7.5 万円
	410 万円超 770 万円以下	公的年金等の収入金額 $\times$ 15% + 68.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 15% + 58.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 15% + 48.5 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	公的年金等の収入金額 $\times$ 5% + 145.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 5% + 135.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 5% + 125.5 万円
	1,000 万円超	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円

② 65 歳以上の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
公的年金等の収入金額	330 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	公的年金等の収入金額 $\times$ 25% + 27.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 25% + 17.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 25% + 7.5 万円
	410 万円超 770 万円以下	公的年金等の収入金額 $\times$ 15% + 68.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 15% + 58.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 15% + 48.5 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	公的年金等の収入金額 $\times$ 5% + 145.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 5% + 135.5 万円	公的年金等の収入金額 $\times$ 5% + 125.5 万円
	1,000 万円超	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

また、この改正に伴い、非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる額を、65歳未満の者については5万円（改正前：6万円）に、65歳以上の者については9万5千円（改正前：10万円）に、それぞれ引き下げることとされました。（所法169三、213①－イ、措法41の15の3③）。

(3) 基礎控除（所法86等）

基礎控除について、控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が減減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされました（所法86①）。この結果、基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控 除 額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

また、この改正に伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置が講じられました（所法190①二ホ、195の3）。

※扶養親族等の範囲、配偶者特別控除、青色申告特別控除の改正等は次号に掲載します。

経営改善資金（マル経融資）

経営改善資金（マル経融資）は、小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される国（日本政策金融公庫）の融資制度です。

【融 資 対 象】

- ・従業員20人以下（宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
- ・商工会議所の経営指導を一定期間受けて、事業改善に取り組む方
- ・所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方

【担保・保証人】・不 要

【融 資 限 度 額】・2,000万円

【返 済 期 間】・運転資金…7年以内 ・設備資金…10年以内

【利 率】・1.11%（7月11日現在）

【資 金 使 途】・運転資金 ・設備資金

大田区より
支払った利息の30%が
3年間、補助されます。

「この融資限度額、返済期間の取扱は平成31年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。」

経営上でお悩みの方窓口専門相談をご利用ください。

- ・法律相談・税務相談・労務相談（予約制・無料）・会員・非会員の方問わずご利用できます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所大田支部まで

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

電 話 03(3734)1621

【当会の役員はボランティアで活動しております】

会計ソフト個別指導会

事業所得（現金主義は除く）や不動産所得（業務的規模は除く）を営んでいる青色申告者の方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳している方について、その記録に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書を提出期限までに提出する場合は、青色申告特別控除として最高 65 万円を差し引くことができます。（平成 32 年分以後は 55 万円）

会計ソフトを利用すれば、日々の取引内容を入力するだけで、簡単に記帳できます。

手書きで記帳をされている方で、パソコンの基本操作が出来る方、またはこれから会計ソフトを利用し、青色申告特別控除 65 万円を目指したい会員は是非、指導会にご参加ください。

・開催日時：9月10日(月)～14日(金) 午前9時30分～11時30分・午後1時～4時

・会 場：事務局

・対 象 者：パソコンを持っている方（Windows 7、8、10）

・会計ソフト：ツカエル青色申告

※ 予約制ですので、事前に事務局までご連絡をお願いします。（予約の状況等により、希望日にお受けできない場合がありますので、ご了承ください。）

都税だより

☆ 8 月は個人事業税

第 1 期分の納期です

個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、平成 30 年 8 月 31 日(金)までにお近くの金融機関・郵便局又は都税事務所・都税支所・支庁の窓口等でお納めください。また、省エネ促進税制に係る減免の申請も受け付けています。これは、個人事業者が特定の省エネルギー設備等を取付した場合に、個人事業税を減免するものです。詳しくは、主税局ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】

大田 都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎東京デイズニールゾート「サンクス・フェスティバル」のご案内

9月1日(土)～9月30日(日)、「東京デイズニールゾート」または「東京デイズニール」のいずれかのパークを、1日利用できるパスポートを特別価格で購入できる「パスポート購入申込書」は事務局に準備しておりますので、ご希望の方は事務局までご来局ください。

区 分	通常料金	割引料金
大人(18歳以上)	7,400円	6,800円
中人(中学・高校生)	6,400円	5,900円
小人(幼児・小学生)	4,800円	4,400円

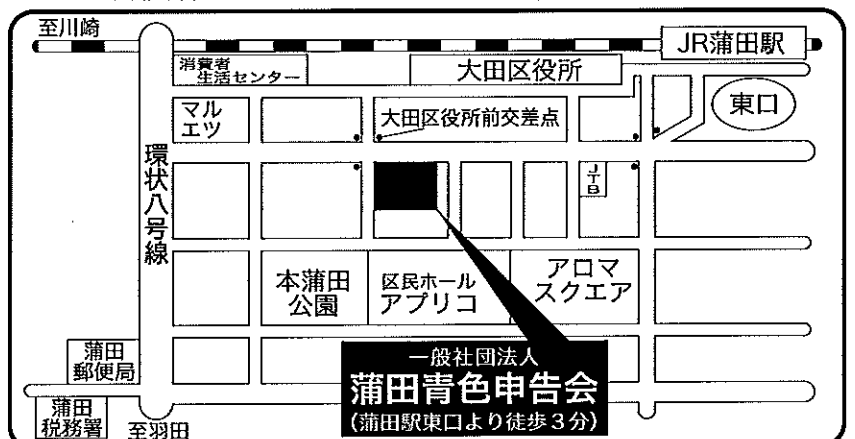
一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



七月 事業報告

二日～一日 源泉所得税上期指導会……事務局
六日 東青連第2ブロック専務事務局長会議……事務局
二日 東青連常任役員会……東京青色申告会館
二日 東青連臨時総会……東京青色申告会館
二日 東青連理事會……東京青色申告会館
二日 青色申告会東京連合会幹事會……東京青色申告会館
二日 蒲田税務六団体連絡協議会「税務意見交換會」……プラザ・アペア